

幸手市手話言語条例（案）の逐条解説

（前文）

手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者その他聴覚障がいにより手話を必要とする者（以下、「ろう者」という。）は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が十分に整えられてこなかったことなどから、手話を使用するろう者は、必要な情報を得ることや意思疎通を図ることに困難を抱え、多くの不便や不安を感じながら生活をしてきた。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられ、さらに「手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）」が制定され、手話は国の施策としても位置付けられた。

手話によるコミュニケーションが保障される社会の構築は、ろう者の意思疎通を円滑にし、市民の相互理解に欠かせないものである。

手話が言語であるとの認識に基づき、手話を使用して安心することができ、広く市民が手話への理解を深め、互いに地域で支え合い、“人と人をつなぐ幸手市”を目指し、この条例を制定する。

【解説】

前文では、条例の制定に至る背景や趣旨、ろう者を取り巻く社会情勢等を説明しています。

幸手市では、これまで幸手市手話言語条例（案）を作成するにあたり、ろう者や有識者、福祉団体関係者とともに意見交換を重ねてきました。

その意見交換において、ろう者にとっては日常生活において手話がいかに大切か、手話でコミュニケーションを取ることができないことによって情報が保障されず、生活の中で多くの不便さや不安を感じていることなどについて意見がありました。

このような現況を踏まえ、手話が言語であるとの認識に基づき、広く市民が手話への理解を深め、お互いに地域で支え合える“人と人をつなぐ幸手市”的実現を目指すことを前文で表しています。

【用語の解説】～『手話』について～

手話は、手や指の動き、表情を使い視覚的に表現するもので、音声言語である日本語と同様に一つの言語です。手話は、日本語の代替物ではなく、独自の言語であり、手話を必要とする方が自分らしく生きていくうえで、かけがえのないものです。

「障害者の権利に関する条約」第2条において、手話は言語であると定義されており、平成23年8月に改正された「障害者基本法」においても、第3条に「言語」には「手話を含む」と明記されるなど、当該条約の締結に向けた国内法の整備がなされました。

その結果、手話が音声言語である日本語と同様に、一つの言語であることが次第に知られるようになり、私たちが手話と呼んでいたものは、①日本手話、②日本語対応手話に大きく分けることができると考えられるようになりました。

①日本手話

音声言語である日本語とは異なる独自の語彙、文法等の言語体系を有する一つの言語であり、ろう者の交流の中で生まれ、ろう者集団において継承されてきた自然言語。

②日本語対応手話

日本語の文法にのっとり、手話の単語を日本語の語順のままに表し、日本語を視覚的に認識できるようにしたもの。手指や表情、口の形など、視覚・身振りに基づいた手話の表現形式を用いて表しているが、日本語の文法が基本となる。

聴覚に障がいのある方がどの手話を使用するかについては、生まれ育った環境や聴力を失った年齢、手話を獲得・習得した年齢などによりそれぞれ異なります。

使用する手話の傾向として、言語獲得以前から重度の聴覚障がいがあり、音声言語の自然な獲得が困難であった方は、日本手話を母語として使用しています。

音声日本語習得後に失調した中途失聴者や音声日本語が獲得可能な難聴者は、すでに習得している音声日本語を視覚で認識するために、日本語対応手話を使用する傾向があります。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及並びに地域において手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市並びに市民及び事業者の責務や役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、すべての市民が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

【解説】

本条では、条例の目的を定めています。

手話が言語であることを前提に、すべての市民が共生することのできる地域社会の実現を目的としています。そのために、この条例において基本理念を定めて、市、市民、事業者の責務及び役割を明確にするとともに、市が総合的かつ計画的に施策を推進していくことを定めたものです。

(基本理念)

第2条 手話に対する理解の促進及び普及並びに手話を使用しやすい環境の整備は、手話が言語であるという認識に基づき、すべての市民が、互いにその個性と人格を尊重することを基本として行わなければならない。

【解説】

本条では、手話に関する基本理念を定めています。

手話の普及と手話を使いやすい環境の整備を図り、手話は一つの言語であるという認識のもと、すべての市民が、互いにその個性と人格を尊重することで、第1条に定める地域社会の実現に寄与することができます。

(市の責務)

第3条 市は、基本理念にのっとり、ろう者が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、手話への理解の促進、手話の普及その他の手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

【解説】

本条では、市の責務を定めています。

市は、基本理念に基づいて、手話とろう者がもつ聴覚障がいの特性について、正しい理解と普及を図るとともに、ろう者が手話で話すことや、手話通訳を使用しやすい環境を整備するために必要な施策を推進することを明らかにしています。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、地域社会で共に暮らす一員としてろう者と手話を理解し、コミュニケーションを取ることにより、暮らしやすい地域社会の実現に努めるものとする。また、手話の普及に努めるものとする。

【解説】

本条では、市民の役割を定めています。

すべての市民が共生することのできる地域社会を実現するためには、市民の役割として、市民とろう者がコミュニケーション取り、お互いの理解を深め、手話の普及に努めていくことが必要であることを明らかにしています。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者が利用しやすいサービスを提供するとともに、働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条では、事業者（市内において、医療、商工業、金融業その他の事業を行う者をいう。）の役割を定めています。

すべての市民が暮らしやすい地域社会を実現するために、事業者は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備に努めることが必要であることを明らかにしています。

(施策の推進等)

第6条 市は、次に掲げる施策の推進に関し、必要な方針を定めるものとする。

- (1) 手話に関する市民及び事業者の理解の促進並びに手話の普及に関する施策
- (2) コミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備のための施策
- (3) 手話を学ぶ機会の確保に関する施策
- (4) 手話により情報を取得する機会の拡大のための施策及び災害時に備えた情報共有の支援
- (5) 学校教育及び社会教育等における、手話の理解及び普及を図るための働きかけ
- (6) 手話通訳者の確保及び養成のための施策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 市は、施策の推進等に関する方針を定めるにあたっては、市が別に定める障がい者に関する計画等との整合性を図るものとする。

3 市は、施策の推進等に関する方針の策定及び施策の取組にあたっては、ろう者やその他関係者との協議の場を設けるものとする。

【解説】

本条では、条例制定後の手話に関する施策の実効性を確保するために、施策の推進方針（第6条第1項第1号から第7号までを「推進方針」という。）を策定し、推進方針に基づいて施策を実施していくことを定めています。

既に実施している手話に関する施策については、推進方針ごとに整理を行い、既に実施している施策の見直しなどについては、その都度、当方針に反映させるものとします。

第2項では、市が別に定める障がい者に関する計画（幸手市地域福祉計画、幸手市障がい者基本計画、幸手市障がい福祉計画、幸手市障がい児福祉計画）との整合性を図りながら推進することを定めています。

第3項では、推進方針の策定又は変更にあたっては、ろう者やその他関係者の意見を聴くとともに協議の場を設けることを定めています。

(財政措置)

第7条 市は、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

本条は、手話及び手話言語に関する施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを定めています。

なお、予算措置については、事業の必要性や効果などを検証した上で、財政状況を踏まえて検討いたします。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【解説】

議会における議決等、必要な手続きを経て施行日を定めます。